

令和 2 年度内閣府本府政策評価実施計画

令和 2 年 5 月 14 日

内閣総理大臣決定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、令和2年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和2年度の1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 内閣府本府政策評価基本計画(第7次)(令和2年4月 日決定。)の対象とした政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)

① 政策体系に基づく政策

- 5. 地方創生に関する施策の推進
- 6. 地方分権改革に関する施策の推進
- 23. 経済社会総合研究の推進
- 24. 宇宙開発利用に関する施策の推進
- 27. 少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進
- 29. 国際平和協力に関する施策の推進

② 規制に係る政策

該当なし。

③ 租税特別措置等に係る政策

該当なし。

- (2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策(法第7条第2項第2号に区分されるもの)

該当なし。

- (3) その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)

該当なし。

3 評価の方法

政策体系に基づく政策については、内閣府本府政策評価基本計画(第7次)

- 6.(2)に基づき、事後評価を実施する。この場合に、担当部局においては、特に、

- ①可能なものについてロジックモデルを作成し、これによる整理等を踏まえ、事前分析表を作成すること。
- ②事前分析表において、中目標又は測定指標を設定する場合に、施策目標との因果関係が明確なもの、施策目標等への説明力が高いもの等に重点化して設定すること。

に留意し、政策評価の質の向上を図ることとする。